

# 創造学園大学教職員組合解散にあたっての声明

## —— 堀越学園事件をくりかえさないために ——

2018年3月3日

東京地区私立大学教職員組合連合  
創造学園大学教職員組合

- 1 文科省からの解散命令を受け（2013年3月28日）、裁判所の決定（6月4日）により開始された学校法人堀越学園の破産手続は、破産財団が元財務担当理事（清算人）に学園の資金約2211万円の引き渡しを求めている裁判で和解が成立（2017年7月・東京高裁）したことにより、2017年9月20日の第12回債権者集会をもって終了しました。学園不動産の換価も、教職員の労働債権に対する弁済も終えています。

確保した労働債権は、組合員29名の労働債権総額2億2055万9365円に対し、6425万6918円（労働者健康福祉機構からの立替払い5456万6642円、破産財団からの弁済額996万276円）で、労働債権総額の約29%にとどまりました。教職員の犠牲がいかに大きなものであったかを示すものです。

破産手続がすべて終了したことにより、創造学園大学教職員組合（以下「組合」）は、組合結成から29年にわたる活動を終え、本日をもって解散することになりました。学校法人堀越学園はすでに存在しませんが、創造学園大学、高崎保育専門学校、高崎医療技術福祉専門学校、堀越幼稚園、子供の国幼稚園において営まれてきた教育活動の成果は生き続けます。しかし、専断的な法人・大学運営と乱脈経営の果てに学校が消滅するといったことは二度とあってはならないことです。私たちは組合を解散するにあたり、私立大学の公共性が真に担保される学校法人制度づくりに、堀越学園解散命令事件と私たちのたたかひの教訓が生かされることを願うものです。

- 2 堀越学園の度重なる法令違反・不祥事、経営状況の悪化は、理事長・理事会の専断的な学園運営によって引き起こされました。

堀越学園では、創造学園大学の前身である高崎芸術短期大学開学（1981年）当初より、初代理事長を中心とする専断的・独裁的な大学・学校法人の経営・運営が行われてきました。そうしたなか教職員は、1989年4月1日に組合を結成して東京私大教連に加盟し、民主的な学園運営と教職員の待遇改善を求めて活動してきました。しかし、理事会は組合役員への不当解雇、懲戒処分、授業・校務分掌外し等の不当労働行為を繰り返し、労働委員会や裁判所に幾度となく断罪されるも、専断的運営を改めようとしませんでした。

初代理事長の逝去後、二代目理事長となった堀越哲二氏（学長を兼任）は、組合をはじめとする批判勢力を弾圧・排除しつつ、評議員会や監事のチェック機能、教育・研究にかかわる教授会の権限を無力化し、一部理事者による専断的な支配体制を固めていきました。そのなかで行われたのが、採算を度外視した施設拡張や美術品購入等の乱脈経営であり、創造学園大学の設置認可申請時における財務書類の虚偽記載等の法令違反でした。創造学園大学開設（2004年）以降、学園の財政悪化はとりわけ顕著となり、教職員への賃金遅配・不払い、税金や公共料金等の滞納、学校債の償還未履行などの問題が頻繁に報道されるに至りました。それは、学園に深刻な経営困難と社会的評価の失墜をもたらしただけでなく、私立大学全体への信頼を傷つけることになりました。政府や財界、私大関係者の一部には、大学の自治を否定し、理事長・学長のさらなる権限強化とトップダウン的な運営を大学に持ち込もうとする動きが根強くあります。しかし、堀越学園事件とはまさしくそうした権限集中によって引き起こされたものでした。

3 私たちは、このような無軌道・無責任な学園運営を正せず、学校法人に解散を命じた現行の学校法人制度そのものの問題性を指摘せざるを得ません。

文科省は2007年12月以降、堀越学園に対して経営や管理運営の改善を指導してきました。また著しい法令違反に対しては、私立大学等経常費補助の不交付措置や、大学や学部等の設置を認可しない期間を設定するという処分も行いました。しかし、理事会は経営や管理運営の具体的な改善方策を示さず、文科省が解散命令の決定した後も理事会内部の権力抗争に明け暮れ、責任ある対応を取りませんでした。

こうした事態を招いた根本的な原因は、現行の私立学校法が「私学の自主性」の名の下に、あまりにも多くの裁量権を理事会に付与し、理事会をチェックすべき評議員会や監事の機能を容易に形骸化できる枠組みとなっていることにあります。学校法人制度は、高い公共性を有する私立学校を自主的・自律的に運営する仕組みとされていますが、現行制度では「高い公共性」を担保する法的な枠組みが極めて脆弱です。

2012年10月25日に出された文科省の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメントは、堀越学園事件が「学校法人制度の根幹を揺るがしかねない要素をはらんでいる」としつつも、「各学校設置者の一層の自覚を期待したい」と述べるにとどめていました。しかし、理事者の自覚の程度が公共性を左右してしまう枠組みそのものが問題なのであり、堀越学園事件が示した問題性のすべてを堀越学園という学校法人の特異性に帰することはできません。2014年の私立学校法改正は堀越学園事件を直接の契機としたものですが、私立学校法の根本的な問題点には手をつけず、所轄庁の行政権限だけを強化するものでした。前述した学校法人分科会の報告書は、「財務情報の公開の充実、監事機能や内部統制システムの強化などの論点が出された」とされていましたが、法案には一切盛り込まれませんでした。

堀越学園事件は、現行の私立学校法そのものの不備・欠陥がもたらした悲劇であったと言っても過言ではありません。

4 2012年10月、文科省が2013年3月末までに解散命令を出すという方針を決定した後の5ヶ月間、教職員は学生や園児の転学・転園や卒業支援等のために、賃金未払いのまま働くことを余儀なくされました。教職員は、学生たちの「学ぶ権利」の確保を最優先し、学生・園児とその保護者に不利益が及ばないよう懸命に努力し、学園の最期を見守りました。その結果、大学教員への賃金未払いは19ヶ月に及び、専門学校、幼稚園の教職員にも多くの未払い賃金が残りました。私たちは、教職員の最後の仕事の中心的な役割を組合が担ったことを誇りに思っています。組合がなければ、解散命令に至る期間の学園の混乱は避けられず、学生たちの転学や卒業も円滑には運ばなかったことでしょう。また、破産手続のなかで組合が文科省、私学事業団、整理回収機構、労働者健康福祉機構や労働基準監督署等への要請を精力的に行ってきたことが、労働債権の一定の確保につながりました。整理回収機構が通常よりはるかに高い不動産換価代金の30%を破産財団に組み入れたことは、組合の要請活動なしには実現しなかったことです。また、破産管財人が解雇予告手当（賃金1ヶ月分）を財団債権として取り扱ったことも、組合の取り組みによる大きな成果でした。

最後に、1989年の組合結成直後からの激しい組合攻撃に対するたたかい、解散命令が下されるまでの学園の存続と民主化をめざすたたかい、このたびの4年半にわたる労働債権確保のたたかいは、多くの皆さまの物心両面にわたる暖かいご支援がなければたたかいつづけることはできませんでした。弁護士、群馬県労働組合会議、高崎地区労働組合会議、東京私大教連と日本私大教連の加盟組合の皆さまをはじめ、たたかいを支えていただいたすべての皆さまに心より感謝申し上げます。

以上